

東京都からのお知らせ

パパ企業向け

働くパパママ育休取得応援奨励金「パパと協力！ママコース」 育児・介護休業法の運用等に関する相談希望のパパ企業へ 『専門家派遣』 利用案内

東京都が無料で専門家を派遣し、助言いたします！

(公財) 東京しごと財団が実施する「働くパパママ育休取得応援奨励金『パパと協力！ママコース』」の「取組計画」に関連する**女性従業員の子の父親（パパ）**が在籍する企業等に対し、改正育児・介護休業法の運用等に関する相談・助言を行う専門家（社会保険労務士）を無料で派遣します。

助言
内容

- ・改正育児・介護休業法における制度整備や運用等に関すること
- ・育児休業取得促進等に関すること

対象

- ・女性従業員（ママ）が在籍する企業が「パパと協力！ママコース」を申請予定であり、女性従業員（ママ）の子の父親（パパ）が在籍する企業であること。
- ・都内で事業を営んでいること。
- ・常用雇用する労働者が2人以上300人以下の中小企業又は一般社団法人等であること。
- ・その他の要件については、下記の「TOKYOはたらくネット」をご覧ください。

期間
回数

派遣を決定してから令和5年3月31日（金）までの期間で**最大3回**
※1回あたりの派遣時間は原則2時間以内

募集
期間

令和5年2月10日（金）まで（消印有効）
※上記期間中でも、申請数が予定件数に達した際には受付を締め切らせて頂きます。

申請
方法

申込みは、下記のHPより、「申請書」（様式第1号の2）をダウンロードして、東京都労働相談情報センターへ必要書類を「郵送」してください。
※ 派遣終了後に報告書を提出していただきます。
※ 「働きやすい職場環境づくり推進奨励金」及び「働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣」と当専門家派遣を同時に利用することはできません。
※ その他詳細は、「TOKYOはたらくネット」をご覧ください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/josei/katsuyaku/papamama/>

派遣の
流れ

申込

必要書類を
郵送にてご
提出ください。

内容確認

東京都の職員が、
課題等についてヒア
リングします。
(原則電話)

派遣決定

専門家の派
遣を決定し、
通知します。

専門家訪問

専門家が企業に伺
い、助言を行います。
※提出・申請代行は
いたしません。

派遣終了

取組結果を
報告してくだ
さい。

問い合わせ・申請窓口

東京都労働相談情報センター 事業普及課 企業支援担当

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター 9階 電話：03-5211-2248
受付時間：平日9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

都では男性育休取得を進める企業等への支援事業を行っています！

パパ育休取得に関する奨励金(働くパパコース)

奨励金内容

育児休業を取得しやすい職場環境を整備し、男性従業員に育児休業を取得させた都内企業等へ奨励金を支給します。

- 対象■ 都内企業（大企業を含む）
- 要件■ ①都内在勤の男性従業員（雇用保険被保険者）が、子が2歳に達するまでに**15日**以上の育児休業を取得し、復帰後**3か月以上**継続雇用されていること
②環境整備の要件として、育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施、相談体制の整備、取得事例の収集・提供、育児休業取得促進に関する方針の周知等、いずれかの取組を行うこと
※ その他の要件については、下記の東京しごと財団企業支援部HPをご覧ください。
- 金額■ ・育児休業15日取得：**25万円**支給
15日取得以降15日ごとに25万円加算 上限**300万円**（1事業者1回のみ）
<特例措置> 従業員数300人以下の中小企業等には、条件により特例措置あり
- 申請■ 支給申請の手引きを確認の上、東京しごと財団企業支援部HPから申請書等をダウンロードして、ご申請ください。
<HP> <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/papamamaikukyusyutoku.html>
（申請書類送付先）〒102-0072 千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

問い合わせ

(公財) 東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 育児支援担当係
電話：03-5211-2399 受付時間：平日9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

TOKYOパパ育業促進企業の登録

登録制度の概要

男性従業員の育児休業取得率向上を目的に、取得率が高い企業を「TOKYOパパ育業促進企業」として登録し、取得率に応じた登録マークを付与します。

- 対象■ 都内で事業を営む企業等（大企業を含む）
- 要件■ ・過去2年度の男性従業員の育児休業取得率の平均が**50%※**以上であること
※ 登録マークの色：50%以上ブロンズ、75%以上シルバー、100%ゴールド
※ その他の要件については、下記問い合わせ窓口までお問合せください。
- メリット■ ・登録マークを自社HP・パンフレット・名刺等のPR活動に利用できます
・都のポータルサイトにて企業情報、取組内容を周知します



登録申請問い合わせ窓口

※ 7月20日より受付開始

令和4年度 男性育休取得促進に向けた普及啓発事業 事務局

電話：03-6632-7495

メール：toroku_danseiikukyu@ikukyu-tokyo.com

申請窓口

家庭と仕事の両立支援ポータルサイト <https://www.katei-ryouritsu.metro.tokyo.lg.jp/>

